

消 防 予 第 6 号
平成 26 年 1 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用についての
一部改正について

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用については、「消防法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用について」(平成 14 年 11 月 29 日付け消防安第 117 号。以下「117 号通知」という。)により通知しているところです。

今般、消防法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 38 号)が、平成 24 年 6 月 27 日に公布されたことから、117 号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 117 号通知の一部を次のように改正する。

別記 特例認定に係る検査項目等中

共同防火管理協議事項の決定及び届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。
----------------------	--

を

統括防火管理者選任（解任）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。

に改める。

2 その他

平成26年4月1日から上記の改正部分を運用する。

消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用の一部改正に係る新旧対照表

新			旧		
別記 特例認定に係る検査項目等			別記 特例認定に係る検査項目等		
検査項目	判定基準	根拠条文	検査項目	判定基準	根拠条文
統括防火管理者選任 (解任) 届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。	(略)	共同防火管理協議事項 の決定及び届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。	(略)
全体についての消防計画作成(変更)届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	(略)			